納税通知書等郵送用封筒広告掲載仕様書

1　広告媒体

広告媒体は納税通知書等郵送用窓付封筒で、使用期間および掲載部数は以下のとおりである。

種　　類		使用期間	部　数
①	固定資産税納税通知書用窓付封筒	令和９年度	132,000部
②	軽自動車税納税通知書用窓付封筒	令和９年度	80,000部
③	市民税・県民税・森林環境税 （普通徴収）納税通知書用窓付封筒	令和９年度	66,000部
④	市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書用窓付封筒	令和９年度	23,000部

2　封筒の送付対象者

①　固定資産税納税義務者（個人および法人）

②　軽自動車税納税義務者（個人および法人）

③　市民税・県民税・森林環境税納税義務者（個人）

④　市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者
（法人および一部の個人事業主）

3　掲載する広告に関する事項

(1)「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市広告掲載基準」に基づく。

(2) 規格等

原則、以下の規格等とする。

①　封筒裏面：縦60ミリ×横190ミリ枠内　一色刷

②　封筒裏面：縦60ミリ×横190ミリ枠内　一色刷

③　封筒裏面：縦60ミリ×横190ミリ枠内　一色刷

④　封筒裏面：縦100ミリ×横250ミリ枠内　一色刷

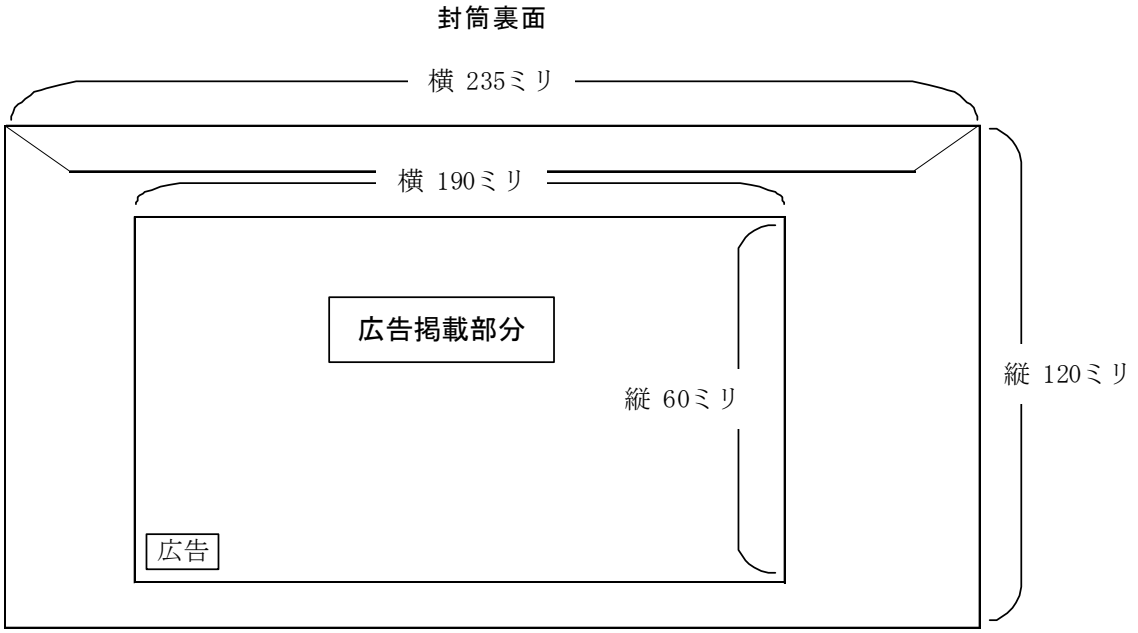
(3) 広告の内容等

ア　掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第４条ならびに秋田市広告掲載基準第５条および第６条に規定するとおりとする。

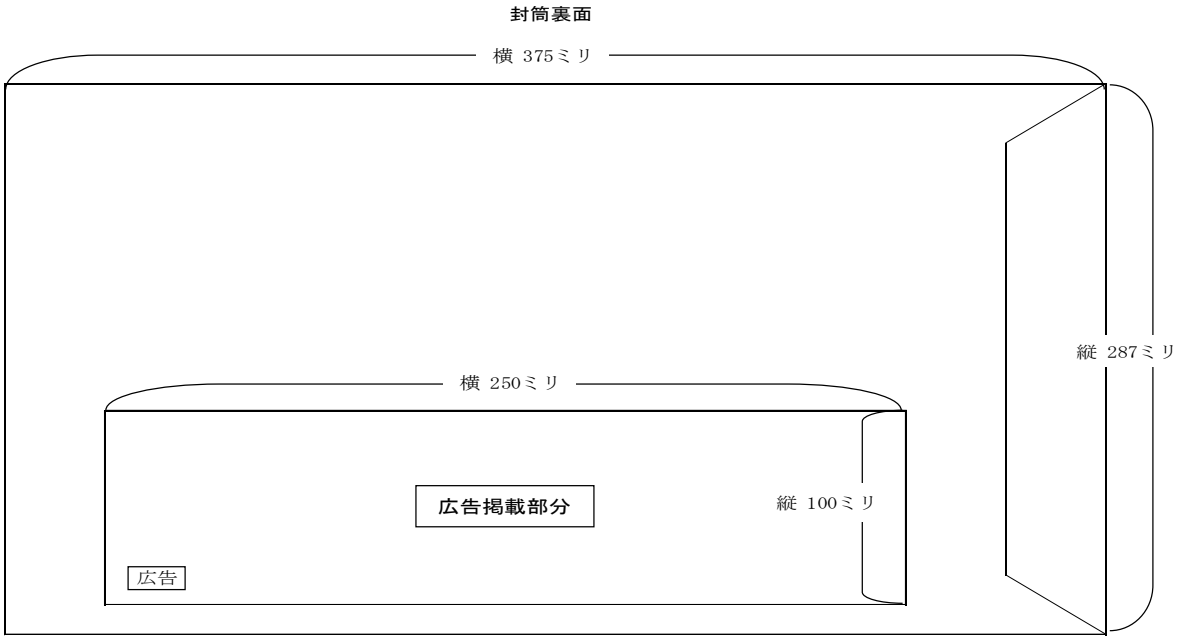
イ　広告枠内に「広告」と表示すること。

(4) 掲載位置

①～③



④



(5) その他

契約者が広告取扱業者以外の場合は、自社の広告内容とすること。このほか、規格の分割等、本仕様書に定めのない事項が発生する場合は、秋田市と協議の上、決定するものとする。